

生徒心得

この生徒心得は上中生が自分たちで考え、話し合い、様々な試行錯誤を重ねて作られたものです。上市中学校の生徒としての自覚と誇りをもって行動できるようになろうという思いが込められています。

私たち一人一人が生徒心得の大切さを考え、守っていきましょう。

1 登下校

- (1) ゆとりをもって、登校する。
- (2) 交通安全のきまりを守って登下校する。
- (3) 定められた時刻までに下校する。
(校時表および部活動規定を参照する。)
- (4) バス通学は車内や待ち合わせの折に、公衆道徳を守って利用する。

2 学校生活

- (1) 学校生活については「生徒心得」に従う。
- (2) 登校してから下校するまでの間は、許可なく学校の外へ出ない。
- (3) 学校で定めた服装や身なりをする。
- (4) 自分の持ち物には必ず記名する。
- (5) 学校に必要な物、金銭、携帯電話は持ってこない。ただし、携帯電話を持ってくる場合は、届出書を提出し、預けることを条件とする。
- (6) 正しい言葉づかいや行動をする。
- (7) 5分前行動を心がける。
- (8) 学校の備品や施設・設備を大切に使う。
- (9) 学習や作業に真剣に取り組む。
- (10) 学校生活の向上と自治活動を学ぶ場として、生徒会を組織する。

3 校外生活

- (1) 公共の場所では、公衆道徳やマナーを守って行動する。
- (2) 生活について、保護者や先生の指示に従う。
- (3) 外出は、行き先・用件・同伴者・帰宅時刻などを保護者に話し許可を得る。
- (4) TPO（時・場所・状況）を考えた服装で外出する。
- (5) 生徒だけの夜間外出は控える。また友人宅での外泊は保護者同士の承認の上、マナーを守って行動する。
- (6) その他、校外生活について学校で定められたことを守る。
- (7) 事故があったときは、すぐ学校へ連絡する。

学校のきまり

1 服装など

◎制服

上市中学校の生徒ということを常に自覚し中学生らしい服装を心がける。

(1) 制服1

ア 冬服期間（10月1日～5月31日）

- ・黒詰襟学生服…標準型学生服認証マークの付いたものとする。前ボタン、袖ボタンは、標準のものを付ける。
- ・黒ズボンも上衣と同じく、標準型学生服認証マークの付いたものとする。
- ・体型にあったサイズの学生服、ズボンを着用する。
- ・中着はカッターシャツを着用する。

イ 夏服期間（6月1日～9月30日）

- ・白の長袖または半袖のカッターシャツとする。
- ・指定マークのついた開襟シャツの着用も認める。
- ・黒ズボンは冬用ズボンに準ずる。

(2) 制服2

ア 冬服期間（10月16日～5月14日）

- ・紺のセーラー型、（襟、袖口、胸ポケットに白線3本）胸当てには白線をつけない。上衣丈は、ウエストより7～8cm程度下とする。
- ・赤三角ネクタイを校章マークつきタイ通しに通し、後ろは出さない。
- ・ネクタイの長さなどを加工しない。
- ・紺のスカートは片ひだ24本のものとする。
(脇ポケットをつける。)
- ・スカート丈は、ひざにかかっていること。
- ・紺の学生用ズボンを着用してもよい。
- ・中着はブラウスを着用する。

イ 夏服期間（5月15日～10月15日）

- ・ベストと白の長袖ブラウス、半袖オーバーブラウスに赤棒ネクタイを結ぶ。
- ・ベスト・夏服着用期間

5月15日～10月15日

(3) 夏服・冬服の利用

- ・それぞれの期間は原則であって気候によって期間開始1週間前から着用してよく、また期間開始1週間後に揃うように、弾力的に扱う。

(4) 体育用スポーツウェア

- ・夏、冬用とも学校指定の運動服、ズボンを着用する。

◎その他の服装等

はでなもの、流行を追うもの、高価なものは着用しない。

- (1) 学生カバンは、両肩でかつぐことのできるリュックサックタイプで、学用品が十分収まる大きさのものとする。

サブバッグは、基本口がしまるものを使用し、必要に応じて口が開いたものを使用してもよい。

- (2) はきもの

ア 通学時は、安全に登校できる運動靴等を使用し、身だしなみを整える。かかとのない靴は認めない。雨天時・冬季は、防水や防寒等に適した機能的で安全なはきものを認める。

イ 校内ばきは、指定運動靴

- (3) コート類は、防水や防寒等に適したものとする。カーディガンはコートとして認めない。
- (4) 授業中は、コート類を着用しない。
- (5) 自転車通学生の雨具は、アイボリーホワイト色の防水付き雨具で、背に反射標識のついたもの(上衣とズボンの二部式、コート型のどちらか)とする。
- (6) 靴下は白・黒・紺・グレーのものとし、ワンポイントやブランドのマークは可とする。ただし、ワンポイントは両側面可、ラインは不可とする。

例



- (7) ストッキングやタイツは黒色または自分の肌の色にあった色で無地のものにする。
- (8) 冬季など、防寒用に制服の下に着用するものは、白・黒・グレー・紺色等とする。タートルネックやフード付きは、着用しない。
制服からはみ出ないように着用する。
- (9) マフラーは着用してもよいが、だらりと長くさげない。
- (10) ベルトは、黒色の革製・布製の無地のものとする。
- (11) 下着は、白・黒・グレー・紺・ベージュ色無地(胸ポケットの下に収まる大きさのワンポイント可)を必ず着用する。
- (12) 装飾品はつけない。

◎髪型

他に不快感を与えないような頭髪にし、流行を追うような髪型やパーマ、染髪等は認めない。

- (1) 髪型

ア 丸刈、長髪、いずれでもよい。

イ 前髪は目にかからない長さとし、目にかかる場合は黒のヘアピン(飾りなし)やゴムでとめる。

ウ 後ろ髪は襟にかからない長さとする。長い髪の場合は黒・紺・茶ゴムで結ぶ。

エ 後ろ髪は学習や運動、周りの人の邪魔にならないよう束ねる。束ねる際は安全面(ヘルメット着用時等)や衛生面のため高すぎず、耳のあたりの高さとする。

2 自転車通学

交通ルールを守り安全に通学する。

- (1) 近距離の通学生は、努めて徒歩通学をする。
- (2) 自転車通学を希望する場合は、自転車通学許可願を提出し、許可を受ける。許可された時は、許可登録番号を自転車のリアフェンダーの見えるところに必ずつける。
- (3) 自転車に乗る場合は、必ず規定のヘルメットをかぶり、あごひもをしっかり締める。
- (4) 自転車は通勤・通学用自転車とする。改造や変型は認めない。
- (5) 車体の高さは、自分の体に合うよう調整する。サドルの高さは、腰かけた時に両足先が地面につく程度とし、ハンドルはサドルより少し高い位置とする。
- (6) スタンドは、両立式とする。(棒スタンドは認めない。)
- (7) 不必要な装備(バックミラー、スピードメーター、華美な泥よけ等)は付けない。
- (8) 常に車体を点検、整備し、安全に努める。(ブレーキ、ライト、反射板、タイヤ、ベル、鍵等)
- (9) 自転車は一列進行(並進しない)し、道路に広がらない。
- (10) 降雪・積雪・凍結時は自転車は禁止とする。
- (11) 薄暮、夜間は、自転車のライトを必ず点灯する。
- (12) 学校に乗ってきた場合は、所定の場所に整然と置き、必ず施錠する。
- (13) 自転車通学の許可条件に違反した場合、停止または許可の取り消しとなる。(二人乗り、並進、傘さし運転、無灯火、ノーヘル、一旦停止違反、整備不良、改造、変型、携帯利用等)

3 改正方法

- (1) 評議員または執行委員によって発動された学校の決まりの修正案は、生徒総会の4分の3以上の賛成によって可決され、学校長に提出して、審議を受けることができる。
- (2) 校長が必要と認めるとき、または生徒会から修正案が提出されたときは、職員会議の審議を経て改正することができる。

令和8年4月30日改正